

一部繰上償還申出書記入上の注意

1. 提出書類

- 「一部繰上償還申出書」
- 「一部繰上償還に係る計算書」 ※支部に計算委任される方は不要です。
- 「償還表の写し」(最新のもの)
- 「給与明細書の写し」(最新のもの)

2. 貸付種別及び利率（貸付時期によって異なります。）

貸付種別	平成19年3月以前		平成19年4月以降	
	年利	月利	年利	月利
11 一般貸付け	年1.26%	0.1050%	年1.32%	0.1100%
12 特別貸付け				
31 住宅貸付け				
41 教育貸付け				
61 医療貸付け				
71 結婚貸付け				
72 葬祭貸付け	年0.93%	0.0775%	年0.99%	0.0825%
21 住宅災害貸付け				
51 災害貸付け				
81 介護構造部分に係る貸付け	年1.00%	0.0833%	年1.06%	0.0883%
23 特例住宅災害貸付け	お問い合わせください。			

- (1) ボーナス償還の経過利息の計算は、1月の未償還元金×月利×1ヶ月(円未満切り捨て)
- (2) 賦金率表は、年利により、6種類あります。(以下のアドレスからも確認できます。)
(<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/shokan/1kai/index.html>)

3. 繰上償還したい額を記入してください。

毎月償還のみの場合	10万円以上1円単位とする。
ボーナス併用償還の場合	20万円以上1円単位とする。(経過利息を含む。)
	1/2以上をボーナス償還に充当する。 ただし、ボーナス全額繰上償還の場合は、1/2以下であっても可。

4. 一部繰上償還後の一回の償還額

- ・ 一回(毎月)の償還額は、借受中すべての一回の償還額の合計が、毎月償還は給料月額 \times 3/10以内、ボーナス償還は6/10以内となること。
- ・ 変更後の償還回数が申出時の未償還回数より増えるときは、未償還回数内となるよう支部で修正します。
- ・ 償還方法の変更はできません。(「毎月のみ→ボーナス併用」、「ボーナス併用→毎月のみ」)
ただし、ボーナス併用償還者がボーナス未償還元金のすべてを繰上償還する場合、それ以降の償還は自動的に毎月償還のみとなります。

○支部に計算委任される方は、以下のとおり記入してください。

- (1) 希望額以下のみの場合、「以下のみ」に○をしてください。
- (2) 希望額に近い額であれば超えてもよい場合は、上限額を記入してください。なお、上限を超えた場合は、希望額以下で調整します。
(例:1万円程度を希望し、上限を1万2千円とする場合、「以上の場合、2,000円以内」)

5. 住宅借入金等特別控除を受けている方

一部繰上償還した結果、貸付当初の償還月から最終の償還月までの償還期間が10年未満となった場合は、その年以降、住宅借入金等特別控除は受けることができなくなりますので、御注意ください。

6. 支部で再計算した結果は、次の場合を除き、原則支部から連絡しませんので、御了承願います。

変更後の償還回数が申出時の未償還回数より増え、修正を行ったとき。